

第八十三回  
貴族院

# 會計法戰時特例中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

○會計法戰時特例中改正法律案  
○帝國鐵道會計法中改正法律案  
○所得稅法及地租法中改正法律案  
○國有財產法中改正法律案

○國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案

委員氏名

委員長	男爵深尾隆太郎君
副委員長	子爵裏松友光君
侯爵井上	三郎君
侯爵四條	隆德君
伯爵堀田	正恒君
子爵松平	親義君
入江	貫一君
男爵島津	忠彦君
黒田	英雄君
西野	元君
竹下	豊次君
佐々木長治君	
柴田兵一郎君	烈君
昭和十八年十月二十七日(水曜日)午後四時二十四分開會	
○委員長(男爵深尾隆太郎君)	ソレデハ是
○政府委員(谷口恒二君)	本委員會ニ付託
カラ委員會ヲ開催致シマス、先づ大藏當局	
カラ御説明ヲ承リタイト思ヒマス	
案外四件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、	

○會計法戰時特例中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號  
昭和十八年十月二十七日(水曜日)午後四時二十四分開會  
○委員長(男爵深尾隆太郎君)  
○政府委員(谷口恒二君)  
カラ委員會ヲ開催致シマス、先づ大藏當局  
カラ御説明ヲ承リタイト思ヒマス  
案外四件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、

政府ニ於キマシテハ、去ル九月二十一日閣議ニ於テ決定ヲ見マシタ現情勢下ニ於ケル行政事務ノ徹底的簡素化、其ノ他戰時下緊要ナル各般ノ施策ニ付キマシテ、其ノ具體化ヲ取急ギ、戰力ノ飛躍的増強ヲ圖ルコトヲ期シテ居ル次第アリマス、本委員會ニ付託ニ相成リマシタル會計法戰時特例中改正法律案外四件ノ法律案モ亦右ノ趣旨ニ基キマシテ提案セラレタノデアリマシテ、決戰下ニ於ケル會計事務、所得稅及田租徵收事務、國有財產關係事務並ニ國債關係事務等ニ付キマシテ之ガ徹底的簡捷化ヲ圖リ、以テ人的及物的資源ノ節約ヲ圖ルコトトシ、決戰下行政ノ萬全ヲ期セムトスルモノデアリマス、先づ會計法戰時特例中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、會計法戰時特例中改正法律案提出ノ理由ハ本會議ニ於テモ申上ゲマシタ通リデアリマシテ、政府ハ支那事變ノ勃發以來昭和十二年勅令第五百八十四號、昭和十三年法律第十六號及之ニ基ク同年勅令第六六十二號ノ制定ニ依リ、資金前渡、前金拂、概算拂又ハ隨意契約ヲ爲シ得ル範圍ヲ廣メ、大東亞戰爭トナリマシテカラ前述ノ法律及勅令ヲ吸收致シマシテ、會計法戰時特例及會計規則等戰時特例ヲ制定シ、前金拂又ハ概算拂ヲ爲シ得ル範圍ヲ擴張致シマシテ、戰時金融ノ圓滑ヲ圖リ、又陸海軍ノ出納官吏ノ辨償責任ノスル特定ノ經費又ハ收入ヲ勅令ノ定ムル所認定ニ關シ必要ナル制度ヲ設ケマスル等、戰

時ノ實狀ニ即シマシタル各般ノ措置ヲ講ジテ參ツタノデアリマス、然ル處現下決戰連續ノ時局ニ顧ミマシテ、行政運營ノ決戰化ヲ圖ル爲、戰時非常ノ措置ト致シマシテ豫算ノ編成ヲ敏捷容易ナラシメ、豫算ノ實行ヲ圖ル爲、戰時非常ノ措置ト致シマシテ豫算ニ付御說明申上ゲマス、本委員會ニ付託ニ相成リマシタル會計法戰時特例中改正法律案外四件ノ法律案モ亦右ノ趣旨ニ基キマシテ提案セラレタノデアリマシテ、決戰下ニ於ケル會計事務、所得稅及田租徵收事務、國有財產關係事務並ニ國債關係事務等ニ付キマシテ之ガ徹底的簡捷化ヲ圖リ、以テ人的及物的資源ノ節約ヲ圖ルコトトシ、決戰下行政ノ萬全ヲ期セムトスルモノデアリマス、先づ會計法戰時特例中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、會計法戰時特例中改正法律案提出ノ理由ハ本會議ニ於テモ申上ゲマシタ通リデアリマシテ、政府ハ支那事變ノ勃發以來昭和十二年勅令第五百八十四號、昭和十三年法律第十六號及之ニ基ク同年勅令第六六十二號ノ制定ニ依リ、資金前渡、前金拂、概算拂又ハ隨意契約ヲ爲シ得ル範圍ヲ廣メ、大東亞戰爭トナリマシテカラ前述ノ法律及勅令ヲ吸收致シマシテ、會計法戰時特例及會計規則等戰時特例ヲ制定シ、前金拂又ハ概算拂ヲ爲シ得ル範圍ヲ擴張致シマシテ、戰時金融ノ圓滑ヲ圖リ、又陸海軍ノ出納官吏ノ辨償責任ノスル特定ノ經費又ハ收入ヲ勅令ノ定ムル所認定ニ關シ必要ナル制度ヲ設ケマスル等、戰

時ノ實狀ニ即シマシタル各般ノ措置ヲ講ジテ參ツタノデアリマス、然ル處現下決戰連續ノ時局ニ顧ミマシテ、行政運營ノ決戰化ヲ圖ル爲、戰時非常ノ措置ト致シマシテ豫算ノ定ムル所ニ依リ、當該會計又ハ勘定間ニ於テ必要ナル收支ノ調整ヲ爲スコトヲ致ス必要ガアルノデアリマス、次ニ帝國鐵道會計法中改正法律案ニ付御說明申上ゲマス、陸運ノ用ニ供スル車輛其ノ他ノ機械器具ノ製造、修理、加工等ノ事業ニ關スル監督、統制等ノ事務及ビ倉庫營業ニ關スル監督、統制等ノ事務ハ、從來商工大臣ノ管理ニ屬シテ居リマシタガ、自動車ノ製造ニ關スルモノヲ除クノ外、今回新タニ設置セラレマスノ措置ニ付キマシテハ、法律ノ改正ヲ要セズシテ處理シ得ルモノモアリマスルガ、次ニ申述ベマスル事項ニ付キマシテハ、法律ノ改正ヲ必要ト致スノデアリマス、先づ戰局ノ推移ニ伴フ各種事情ノ變化等ニ依リマシテ、補助ノ目的タル事業ノ進捗ガ已ムヲ得ズ延シ、其ノ他避クベカラザル事故ノ爲、年度内ニ補助費ノ支出ヲ經ルコトガ出来マセヌトキハ、豫算ニ於テ明許ヲ得マンタ場合、其ノ他法律ニ定メアリマスル場合ノ外、之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得ルコトトスル必要ガアリ、次ニ現下ノ經濟事情ニ應ジマスルト共ニ、契約事務ノ簡捷化ヲ圖リマスル爲、不動産賣拂以外ノ契約ニ付キマシテハ、會計法第三十一條ノ規定ニ拘シマシテ、各般ノ行政ニ亘ツテ其ノ簡捷化ヲ圖ルコトヲ得ルコトトスル必要ガアリ、又依ルコトヲ得ルコトトスル必要ガアリ、又会計ニ關スル事務ノ簡捷化ヲ圖リマスル爲必

要アルトキハ、一ノ會計又ハ勘定ニ屬シテ伴ヒマシテ、各般ノ行政ニ亘ツテ其ノ簡捷化ヲ圖ルコトヲ得ルコトハ愈々緊切ノ度ヲ増シテ參ツタノデアリマシテ、國民生活ニ極メテ密接ナル關係アル稅務行政ニ付キマシテモ、出來得ル限リ簡素化シ、人的及物的資源ノ節減ニ依リ、他ノ會計又ハ勘定ニ屬セシムルコトヲ圖ルコトトシ、目下其ノ具體案ニ付研究

致シテ居ルノデアリマスガ、所得稅法及  
租法ニ關シテ差當リ適當ト認メラル、改  
ヲ行フコトト致シタノデアリマス、先づ所得  
稅ニ付テデアリマスガ、從來申種ノ配當利  
子所得ニ付キマシテハ、總テ支拂期日又ハ  
支拂ノ確定致シマシタ日ニ於ケル稅率ニ依  
リ、分類所得稅ヲ徵收シ來ッタノデアリマ  
ス、是ハ最近ノ如ク屢、稅率ノ改正アル時代  
ニ於キマシテハ、新稅率ニ依ルモノト舊稅  
率ニ依ルモノトヲ區別シテ徵稅スルヲ要シ  
マスル關係上、特ニ公社債ニ付キマシテハ  
利子ノ受領ヲ遲延スル向モアリマスノデ、  
此ノ場合ニ於キマシテハ、徵稅事務ハ極メ  
テ煩雜トナルヲ免レナイノデアリマス、今  
回之ヲ改正致シマシテ、甲種ノ配當利子所  
得中公社債ノ利子ニ對スル分類所得稅ハ、  
實際ニ支拂フ受ケタル時ニ於ケル稅率ニ依  
リ課稅スルコトトシ、以テ徵收義務者ノ事  
務ノ簡捷化ヲ圖ルコトト致シタノデアリマ  
ス、次ニ地租法ニ付キマシテハ、二ツノ點  
ニ付キマシテ簡易化スルコトト致シタノ  
デアリマス、第一ハ、田租ノ納期ハ現在一  
月及三月ノ二回トナツテ居ルノデアリマス  
ガ、之ヲ二月一回ト致シタノデアリマス、  
田租ノ納稅者ハ二百五十餘萬ノ多數デアリ  
マスガ、各人ノ納稅額ハ極メテ少額ノモノ  
ガ多イ現狀デアリマシテ、之ニ依リ納稅上  
及徵收上ノ手數省略ニ資スルコト大ナルモ  
ノアリト存ズルノデアリマス、第二ニ、小  
農耕地免租ニ關スル申請ハ、現在ハ毎年三  
月之ヲ提出スルヲ要スルコトナツテ居ル  
ノデアリマスガ、同一田畠ニ付テハ、一度  
提出スレバ、重ねテ之ヲ要シナイコトニ改  
正致シ、以テ申請者ノ手數ヲ簡易化セムト  
スルノデアリマス、次ニ國有財產法中改正

シタ上ニ更ニ記名證券ヲ發行スルコトハ、  
徒ニ國債事務ヲ煩雜ナラシメルノミデア  
リマシテ、必ズシモ必要ナコトデハナイノ  
デアリマスルシ、又斯カル登錄國債ノ方法ハ  
現在ノ處左程利用サレテ居ルマセヌノデ、  
今般明治十九年法律第三十四號ヲ改正シ、今  
後登錄國債ニ對シテハ記名證券ヲ發行スル  
コトヲ廢止セムトスルモノデアリマス、  
第二ハ、國債ノ元利金ニ付テハ、其ノ消滅時  
效期間タル場合ニ於テモ之ガ支拂ヲ  
爲シ得ルコトセムトスルコトデアリマス、  
國債ノ元利金ニハ概々十年及五年ノ消滅時  
效期間タルノアルノデアリマシテ、從來政府ニ  
於キマシテハ、時效完成シタル國債ノ元利  
金ニ付キマシテハ、之ガ支拂ヲ爲サザル取  
扱ヲシテ參ッタノデアリマス、此ノ爲ニハ、  
有ラユル國債元利金ノ支拂ノ際ニハ、消滅  
時效ガ完成シ居レルヤ否ヤヲ調査シナケレ  
バナラナインデアリマシテ、年々國債發行  
額ガ增加スルニ伴ヒマシテ、日本銀行其ノ  
他ノ國債事務ガ増高シテ參ッテ居リマスル  
際、出來得ル限り國債元利拂事務ノ簡捷化  
等ヲ圖ルヲ適當ト認ヌタノデアリマス、以  
上ニ鑑ミマシテ、今般當分ノ内、有ラユル  
國債ノ元利金ニ付キマシテ、其ノ消滅時效  
ガ完成シタル場合ニ於キマシテモ、之ヲ支  
拂ヒ得ルコトト致サムトスルモノデアリマ  
ス、最後ハ大東亞戰爭ニ關スル一時賜金公  
債ヲ無記名證券ヲ以テ交付シ得ルコトト致  
サムトスルコトデアリマス、昭和十五年以  
來大東亞戰爭ニ關スル一時賜金公債ハ登錄  
手續ガ多額デアリマスル爲、記名式ノ賜金  
國債ト致シマシタル上、賜金受給者ニ對シ

清井

國庫債券ノ印刷、發行及交付ニハ多數ノト  
員及手數ヲ要シテ居ルノデアリマスノデ、  
昭和十五年法律第六十九號ノ改正ヲ行ヒ、  
當分ノ内大東亞戰爭ニ關スル一時賜金公債  
ハ之ヲ登録國債ト爲サズ、無記名證券ヲ以  
テ交付シ得ルコトソシ、以テ之ガ發行及交付  
ニ關スル事務ヲ簡捷化スルト共ニ、之ガ方  
付ノ迅速化ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、  
以上五件ノ法律案ニ付キマシテ何卒御審議  
ノ上速カニ御贊成アラムコトヲ御願ヒ申ト  
ゲマス

○委員長（男爵深尾隆太郎君） サウ致シマ  
スト本委員會ニ付託セラレマシタ五件ノ法  
律案ニ付キマシテハ只今御説明ガゴザイマシ  
タガ、先ヅ會計法戰時特例中改正法律案カ  
ラ順次御質疑ヲ願ヒマシテ、最後ニ一括シ  
テ、御質疑ガ濟ンダ時ニ採決ヲ致シタイト  
存ジマス、先ヅ順序トシテ會計法戰時特例  
中改正法律案ニ付キマシテ御質疑ヲ願ヒマ  
ス

○三井清一郎君 私ハ此ノ會計法戰時特例  
ノ改正趣旨ハ只今ノ御説明デ能ク了承致シ  
マシタガ、會計一般ニ付テハ或ハ實際ノ上  
ニ付テ既ニヤラレテ居ルカモ知レマセヌ  
ガ、併シ會計事務ノ簡素化ト云フコトガ今  
回ノ改正ノ主タル理由ニナシテ居ルヤウデ  
アリマス、從テ此ノ會計ニ付テ、尙此ノ戰  
時ニ、此ノ決算ヲ致ス人ガ、特別會計ニ付  
テ最後ノ報告ヲスル迄ニハ長イ期間ニ色々  
變化ガアルト考ヘマスルガ、之ニ關スル極  
ク大體ノ政府ノ御意圖ヲ伺ヒタイト思ヒマ  
ス、即チ今ヤ支那事變發生以來五年、大東  
亞戰爭ニナシテ既ニ二年、是ガ總テ特別會計  
トナツテ、會計年度ハ此ノ戰爭ガ濟ム迄ガ會  
計年度ト解釋スルノガ至當ノヤウナ状態ニ

ノ戦争ガ濟マナケレバ報告ヲシナイト云フ  
ノデヤナイカト思ハレマスガ、斯ウ云フ長  
期ノ戰争ニナシテ來マスルト、多額ノ經費ヲ  
使シテ、殊ニ戰時ニ於テハ非常ナ困難ヲ感ズ  
ルニモ拘ラズ、月次決算ニ付テ検査院ノ書  
面検査ヲ受ケル、又検査院モ戰時ニ於ケル  
實況ヲ察シテ、戰時ノドウシテモ已ムヲ  
得ザル事情ニ付テハ能ク御考慮ヲシテ居ラ  
レルト云フコトモ伺シテ居ルガ、議會ノ決算監  
督權カラ見マスルト、ドウシテモ或時期ニ  
於テ斯ウ云フ長ニ戰争ニハ、特別會計ヲ長  
イ期間ヲ待タズニ、二年ナリ三年ナリ、或  
ハ毎年トカ、簡單ナ期間ニ對スル結果ヲ報  
告シテ國民ニ經費ノ使用ニ付テ大ナル安心  
ヲ與ヘルノガ必要デヤナイカト云フコトモ  
考ヘルノデアリマス、又是ガ即チ會計業務  
ノ簡素化ニナリハセヌカ、斯ウ考ヘマスガ  
政府ノ御所見ハ如何デスカ

年貴族院ニ於キマシテモ、途中デ大體ノ狀況ヲ報告スルト云フヤウナコトガ宜クハナカト云フ風ナ御意見モアリマシタコトニ鑑ミマシテ、途中デ報告致シマスルコトモヤウナ關係ニ相成ツテ居タノデアリマスガ、併シナガラ其ノ結果ト致シマシテハ、遺憾ナガラ矢張リ報告ヲ致スコトヲ適當トシナイト云フノ理由ト致シマスル所ハ、大體ニツアッタト記憶シテ居ルノデアリマス、一ツハ矢張リ決算報告トシテ纏メマスルコトノ戰時中ニ於ケル煩瑣ト申シマスルカ、ソレニ非常ナ手數ガ掛ルト云フコトガ一ツノ點デアリマス、第二點トシテ舉ガラレマシタル點ハ、之ヲ決算ト云フヤウナ形ニ於キマシテ相當明細ニ報告シテ、公ニ報告致シマスルト云フコトハ、事變以來未ダ大東亞戰爭ニ入りマシテカラノ軍事ニ關スル我ガ國ノ經費ノ狙ヒ方ノ跡ヲ列國ニモ見セル、知ラセルト云フヤウナ結果ニ相成リマシテ、戰略上好マシカラザルコトデアルト云フコトデアッタノデアリマス、此ノ二ツノ點ニ依リマシテ前議會ニ於テモ其ノ企テヲ實行スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、今後ニ於キマシテモ、度々ノ仰せデモアリマスルシ、御尤モデアリマスルノデ、一旦ハ企テタノデアリマスルガ、其ノ事ヲ實行スルニ付テハムヅカシイノデハアルマイカト思フノデアリマス、大體ノ事情ハ左様ナ次第デアリマス  
○三井清一郎君 事務的ニ或ハ防諜上ドウシテモ出來ナイト云フ御話デ已ムヲ得ヌコトトハ考ヘマスガ、併シ此ノ戰ガ長期デアヤウニ御考ニナツテ居ルカラ、其ノ間何等ノ

議會ノ監督權ノ作用ガ及バナイト云フコト  
ハ如何デアラウカト云フ 疑問ヲ持ッテ居ル  
ノデアリマス、併シ是ハ疑問トシテ、此ノ  
邊デ止メテ置キマス、次ニ私ハ、會計ノ戰  
時特例ハ最モ必要ナコトデアリマシテ、既  
ニ昭和十七年ニ戰時特例ト云フモノガ法律  
ニナッテ、會計法ノ一部ノ特例ヲ開イテ居ル  
ノデアリマスガ、今回ソレノ中ニ若干ノ條  
文ヲ挿入シテ、益々事務ヲ簡捷ニシ、戰ノ目  
的ヲ達成スルト云フ御趣意ハ誠ニ結構ト思  
ヒマス、併シ會計ノ方ハ一方カラ言フト、  
斯ウ云フ戰時ニナレバナル程、能ク考ヘテ  
行カナケレバナラヌ、大ナル經費ニ付テ國  
民ニ安心ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ一ツ  
ノ何ト謂ヒマスカ、思想的ニ考ヘテ行クト  
注意ガ必要ト思フノデアリマス、從ツテ餘リ  
モノハ既ニモウ崩レテ、全ク總テヲ解イタ  
ト云フヤウナ形ニシテシマッテモ 如何ト思  
フノデアリマス、唯是ハ私ハ憂慮スルダケ  
モノハ既ニモウ崩レテ、趣旨ニ於テハ非常ニ宜イコ  
トデ贊成致シテ居ルノデアリマスガ、唯斯  
ウ云フ憂慮ガ多クノ人ニ出ヤセヌカト云フ  
感ジラ持ツノデアリマス、條文ノ細カイ點  
ニハ入リマセヌガ、大體ニ於テ例ヘバ繰越  
明許ヲ無暗ニ擴ゲル、或ハ契約ヲ勝手ニ出  
來ルト云フヤウニ餘り緩メ過ギタ結果、議  
會デハ殆ド事前監督ト云フヤウナコトハ行  
ハレナイ、事後ノ監督ニ付テモ、今決算ノ  
コトニ付テ御話ガアッタヤウニ監督ハ出來  
ナイ、丁度各省大臣ニ總テヲ御委セスル、  
はエ最モ好イ方法デアルカモ知レマセヌ  
ガ、併シ我國ノ會計立法ト云フモノハ、斯

リ締メル所ハ締メテ、無駄ナ金ヲ使ハセヌ、國民ニ安心ヲ與ヘルト云フコトガ又一方必  
要ナコトデアル、斯ウ考ヘマスト若干ノ憂慮ナキ能ハズナンデス、斯ウ云フヤウニオッ  
放シニナルコトハ……實ハ贊成ナンデス、併シナガラサウ云フヤウナ一方ニハ憂慮ノ  
點モ起ルノデアリマスカラ、是ハ十分御研究ニナツタコトト思ヒマスガ、何カ御話シ下  
サルコトガアッタナラバ、御話ヲ願ヒタイト  
思ヒマス

○政府委員(谷口恒二君) 會計制度ノ例外  
ヲ作リマスコトニ對スル感想ハ、大體三井  
サンノ只今仰セニナリマシタコト我々モ  
同ジヤウナ考ヲ持テ居ルノデアリマス、會  
計制度ハ之ヲ嚴正ニ守ッテ行カナケレバナ  
ラス、ソレガ我々ノ務デアルト云フコトモ  
考ヘテ居ルノデアリマス、又經費ノ額ガ今  
迄ニナイ多額ニ上リマシタニ付キマシテハ、  
一層サウ云フ收支ニ付キマシテ嚴正ヲ持  
シテ行クト云フコトヲ知ラシメルコト  
ガ、國民ニ安堵ヲ興ヘル所以デアルト云  
フコトニ付キマシモ、大體我々モ左様  
ニ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデアリ  
マスルカラ、事變後會計法ノ特例ヲ設ケ  
ルト云フコトニ付キマシモ、甚ダ尻込ミ  
ト申シマスルカ、積極的ナ態度ハ執ラナ  
イデ居ツタノデアリマシテ、出來ルダケ例外  
テ稍、隨意契約ノ範圍ヲ廣メマシテ、又十三  
年ニ法律ヲ制定シテ、前金拂等ニ付キマシテ  
ニ於キマシテ、昭和十二年ニ勅令ヲ制定シ  
テ、外ヲ少ク致シタイト云フコトデ只今迄ンデ  
參ッタノデアリマス、事變ノ始マリマシテ後  
ニ於キマシテ、ソレモ出來ルダケ例

シヲ得ザルモノト認メラレルモノニ付キマ  
シテ例外ヲ認メマシテ參ッタノデアリマシ  
テ、矢張リ例外ナシニ嚴守致シタイト云フ  
氣持ハ根本ニ於テハ堅ク守ッテ居ルノデア  
リマス、昭和十七年ニ至リマシテ戰時特例  
ト云フ法律ヲ制定スルコトニ相成ッタノデ  
アリマシテ、十二年十三年ノモノヲ之ニ吸  
收整理致シマシタノデアリマスルガ、即チ  
是レ現行ノ會計法戰時特例デアリマスルガ、  
是ハ只今三箇條ゴザイマスルノハ、全部ガ  
陸軍又ハ海軍ニ關スル軍部ノ會計ノ規定デ  
アリマシタ、兵馬倥偬ノ間に於キマシテ、  
ドウシテモ從來ノ會計法規デハヤツテ行ケ  
ナイト云フノヲ、兩三年研究致シマシタノ  
ガソコニ纏マッタヤウナ次第デアルノデアリ  
マス、今回提案致シテ居リマスルモノハ、  
必ズシモ陸軍又ハ海軍ニ關係致シマスルモ  
ノデハナインデアリマシテ、其ノ他ノ各省  
ニモ關係ノアル事柄デアルノデアリマスル  
ガ、補助費ニ付キマシテ定額繰越ノ範圍ヲ  
廣メナイト云フ點モ當今ニ於キマシテハ、  
第二豫備金ヲ以テ補助費ヲ出スト云フヤウ  
ナ場合ガ已ムヲ得ザル場合ガ起キテ參リマ  
シテ、繰越明許ヲ豫メ仰イデ置カナイモノ  
モアルノデアリマス、又隨意契約ノ範圍モ  
固ヨリ廣ヌルコトヲ初メカラ好ムト云フ態  
度デハナカッタノデアリマスルガ、現今ニ於  
ケル物資、勞力、其ノ他ノ狀況カラ顧ミマシ  
テ、一般入札ヲ致シマシテモ工事ヲ致シマ  
シタリ、又所要ノ物品ヲ入手致シマシタリ  
スル感想ハ大體只今仰セニナリマシタ通り  
シテ、已ムヲ得ズ今回斯様ナ處置ニ出デム  
トスルモノデアリマシテ、會計ノ制度ニ對  
スル感想ハ大體只今仰セニナリマシタ通り

假ニ實施致シマスルヤウナコトニ相成リマ  
シタ場合ニ於キマシテモ、精神ト致シマシ  
テハ、只今御示ニナリマシタヤウナ所ニ則  
リマシテ、出來マスル限り時々状況ノ報告  
ヲ受ケルト云フヤウナコトヲ致シマシテ此  
ノ便宜ヲ圖リマシテ、特例ヲ設ケマシタコ  
ルト云フヤウナ結果ニ終ラナイヤウニ、立  
到ラナイヤウニ十分注意ヲ致シテ參リタイ  
ト考ヘテ居ルノデアリマス  
○**黒田英雄君** 第六條ノ規定デアリマスガ、  
「會計ニ關スル事務ノ簡捷ヲ圖ル爲必要ア  
ル」ト云フコトデアリマスガ、ドウ云フ場  
合ヲ御考ニナシテ居リマスデセウカ、多少斯  
ウ云フ場合ダト云フヤウナ例ヲ御示ヲ願ヘ  
マスレバ幸ト思ヒマスガ……

○**政府委員谷口恒一君** ソレハ只今法律  
デ斯様ナ措置ヲ講ジテ居ルノガアルノデア  
リマシテ、ソレガ只今仰セニナリマシタ例  
ニ當ルト思フノデアリマス、ソレハ郵便年  
金、簡易生命保険及郵便年金特別會計カラ  
通信事業ノ特別會計へ繰入ヲ致シマシテ、  
サウシテ通信事業特別會計デ簡易生命保険、  
郵便年金ノ仕事ニ從事シテ居リマスルモノ  
ノ俸給及事務費ヲ支拂フト云フヤウナコト  
ヲ法律デ只今致シテ居ルノデアリマス、即  
チ郵便年金、簡易生命保険ノ歳出ヲ通信事  
業ノ歳出トシテ處理致サセマシテ、ソレダ  
ケ其ノ必要ト致シマスモノヲ郵便年金、簡  
易生命保険特別會計カラ通信事業特別會計  
ヘ繰入致シマシテ、サウシテ郵便局ノ會計  
ニ關スル事務ヲ簡単ニスルト云フコトニ致  
シテ居ルノデアリマス、ソレデ只今サウ云  
フコトヲ法律ニ依ツテヤツテ居リマスガ、將

來考へテ居リマスノハ、研究致シテ居リマスノハ、例ヘバ國民健康保険、船員保険、職員保険、是等ノ御承知ノ通り多數ノ特別會計ガゴザイマシテ、ソレガ厚生省ニ於テ一般會計デ支辨シテ居ル職員一縁ニ仕事致シテ居ル、厚生省ノ會計トシテハ色々特別會計ガ多數アル、一般會計ノ關係モアリマシテ、手數ガ非常ニ多イノデアリマス、將來研究ノ結果宜イコトニナリマスレバソレ等ノ特別會計ノ支辨シテ居リマスル職員ノ俸給、事務費等全部一般會計ノ歲出トスルコトニ致シマシテ、其ノ代リニ國民健康保險、職員保險、船員保險等ノ特別會計カラ一般會計ヘ所要ノ經費ヲ繰入ヲサセテ始末ヲ附ケル、斯様ナコトニ致シタイト考へテ居ルノデアリマス、例ト申シマスノハ左様ナ次第デアリマス

○黒田英雄君 二項ノ調整ト云フノハ今御話ノ意味ナノデアリマスカ、第六條ノ二項ニ規定サレテ居ル「必要ナル收支ノ調整ヲ云爲ス」ト云フノハ……

○政府委員(谷口恒二君) 第二項ニ於キマシンテ豫算ノ定ムル所ニ依リ調整スルト申シマシタ、只今豫算ノ收支ノ調整ヲスルト云フコトヲ申シマシタノハ、只今私ノ申シマシタコトニ當ルノデアリマス

○河田烈君 今ノニ關聯シテチヨット伺ヒタノイデアリマスガ、サウスルト是ハ、今ノ第六條ノ豫算ノ歳出權ハ別ニ取ラナケレバナラヌコトニナルノデスカ

○政府委員(谷口恒二君) 左様ニ考へテ居リマス

○政府委員(谷口恒二君) 新タニ豫算ヲ取  
ルト云フコトニ考ヘテ居リマス  
○河田烈君 ソレデヤ豫算ヲ取ル機會ガア  
ルトスレバ、法律ノ改正モ議會ノ協賛ヲ經  
ル機會ガアルノデゴザイマズネ

○政府委員(谷口恒二君) 御承知ノ通りニ、  
特別會計ノ歳出ハドウ云フモノデアルカ列  
舉シテゴザイマス、ソレデ勅令デサウ云フ  
コトヲ決メタイト云フ考デ居リマス

○河田烈君 矢張リ豫算ハ取ラナケレバナ  
ラヌ、斯ウ云フコトニナル、唯單ニ特別會  
計ヲ個々ニ一ツ一ツ特別會計法ノ改正ヲシ  
ナイデ、ソレヲ一般的ニスル……

○政府委員(谷口恒二君) 左様デゴザイマ  
ス

○委員長(男爵深尾隆太郎君) 此ノ法案ニ  
付テ御質疑ハゴザイマセヌカ

○三井清一郎君 此ノ第四條ノ補助費ト云  
フモノハ、一體年額ドレ位アリマスカ、私  
ハ補助費ト云フモノハ、今日ハ餘程減ツテヤ  
セヌカト云フ感ジヲ持ツテ居リマス

○政府委員(窪谷直光君) チヨット手許ニ  
資料ノ持合セガアリマセヌノデ、甚ダ申議  
ナイノデアリマスガ、一般會計ニ於キマシ  
テ二十億近ク確カアルノデヤナイカト思ヒ  
マス

○三井清一郎君 二十億デスカ

○政府委員(窪谷直光君) チヨット正確ニ  
分リマセヌガ……

○三井清一郎君 序デデ宜シウゴザイマス

○西野元君 第六條ノ改正等ト關聯致シテ  
居リマスガ、此處ニハ直接出テ居リマセヌガ  
ガ、又豫算モ十分拜見シテ居リマセヌガ、  
今回軍需省ガ出来マシテ、軍需品ニ關スル  
重大ナル任務ヲ遂行セラレルヤウニ承知シ

テ居ルノデアリマスガ、官制モドウ云フ官制ニスルカ存ジマセヌガ、丁度此ノ第六條ノ趣旨ト同ジヤウナ意味ニ於テ、臨時軍事費所屬ノ軍需品ノ註文ヲ軍需大臣ハ發スル場合ニ、臨時軍事費ノ豫算ヲ使フトカ、或ハ何カサウ云フヤウナ御計畫ガアルノデアリマセウカ、或ヘ臨時軍事費ニ屬スル歳出ヲ使フ場合ハ、何カ陸海軍大臣ガ軍需大臣ヲ自分ノ手足トシテ使フ譯ニ行カナイデセウガ、軍需省ニ屬スル官吏ヲ支出官トシテモ使フ工夫デモアルデゴザイマセウカ、之ト思想ニ於テ相關聯シテ居ルヤウナ關係ノモノナンデアリマスカ、直接會計法ニハ關係ガナインデアリマスガ、ドウ云フヤウニナリマスカ、今後サウ云フモノヲ詳シク伺フ機會ガ少イト思フノデ、此ノ場合ニチヨット伺ツテ置キタイト思ヒマス。

○政府委員(谷口恒二君) 今回ノ軍需省ニ於キマシテハ、其ノ官制ニ於キマシテ、軍需品ノ調辨ト云フコトヲ致スヤウナ案ニテッテ居ルノデゴザイマス、其ノ場合ニ於キマシテハ、只今仰セニナリマシタヤウニ、臨時軍事費ヲ軍需省ニ於テモ使フト云フコトニ大體致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、將來ニ於キマシテハ、臨時軍事費ヲ陸軍省、海軍省ニ於テノミナラズ、軍需省ニ於テモ使フコトニ相成ラウカト考ヘテ居リマス。

○西野元君 サウ致シマスト、官制ガ出テ居リマセヌカラ、今伺フ場合デモナイト思ヒマスルガ、詰リ今大藏省ノ御考デハ、軍需省ノ官制ガ出来レバ、軍需大臣ト云フモノハ、陸海軍大臣ト共ニ臨時軍事費ヲ其ノ所管ドスルヤウナ權限ヲ持ツ官制ガ出来ルト云フ御豫定ト考ヘテ宜シウゴザイマスカ、

當然今出來テ居リマスル臨時軍事費ノ豫算ト云フモノハ、陸海軍省所管トナツテ今出來テ居リマスガ、アレガ更ニ軍需大臣ノ共同ノ所管ニ移ルヤウナ官制上ノ結果ニナルト云フコトト解釋シテ宜シウゴザイマスカ通リデアリマス、今度ノ官制ニ於キマシテハ臨時軍事費ヲ軍需省ニ於テモ使ヒ得ルト云フコトニナル見込デアリマス、從ヒマシテ軍需品ノ調達以外其ノ調達ニ從事スル職員ノ經費ノ如キモノモ矢張臨時軍事費デ支辨スルト云フヤウナコトニモ相成ラウカト考ヘテ居リマス

○三井清一郎君 此ノ第四條ノ「補助ノ目的タル事業」ノ繰越トアリマスガ、此ノ條方ナクテモ、從來ハナイデヤツテ行ケタヤウニ考ヘテ居リマス、例ヘバ使ヘナイ場合ニハ、ソレダケノ其ノ年度ノ決算ニハ不用額ニナリマスガ、豫算要求ノ時ニ大藏省ト了解ヲ得テ、ソレダケノモノハ更ニ補助費ノ相當科目ニ豫算デ見積ツテ話ハ付ケテ來タト思ヒマスガ、ドウシテモ此ノ法律ヲ改メナクテハ是ダケノ支出ガ出來ナイト云フノデスカ、何カソレニ付テ從來ノヤリ方ニハ支障ガアルト云フ點ヲ御話シ願ヒタイト思ヒマス。

○政府委員(谷口恒二君) 補助費ニ付キマシテハ、御承知ノ通リニ明治四十四年ノ法律ガゴザイマシテ、公共團體ノ工事費ニ對スル補助ニ付キマシテハ、其ノ工事ノ完成ニ至リマスル迄、順次繰越シテ使フコトガ出来ルト云フコトニナシテ居リマス、然ル居リマセヌカラ、今伺フ場合デモナイト思ヒマスルガ、詰リ今大藏省ノ御考デハ、軍需省ニ於テモ使フコトニ相成ラウカト考ヘテ居リマス。

○政府委員(谷口恒二君) 本題ニ移ルヤウナ官制上ノ結果ニナルト云フコトト解釋シテ宜シウゴザイマスカ、此ノ條方ナクテモ、從來ハナイコトニ瓦リマスルノデアリマス、此ノ場合ニ於テモ使フコトニナシテ居リマス、然ル地帶乃至臨港倉庫ト云フ中ニ入ルカト云フ地帶乃至臨港倉庫ト云フ中ニ入ルカト云フコトニ付キマシテハ、距離ヲ主トシナ、イデ、海上運送ト云フ、勤ニ關係ノアル部面ハ、廣ク此ノ臨港地帶、臨港倉庫ト云フ方面ニ入レル趣旨デアリマス、但シ極端ナ例デアリマスルガ、山ノ中ニアルト云フノハ、廣ク此ノ臨港地帶、臨港倉庫ト云フ方面ニ入レル考デアリマス、此ノ點ニ付キ

マシテハ、運輸通信大臣ノ指定スルモノヲ謂フト云フ所ニ相當ノ重點ヲ置イテ居ルハ、初メテノコトニアリマスルノデ、色々不都合モ生ズルカト考ヘラレルノデアリマスガ、運輸通信大臣ガ個々別々ニ、個々的ニ指定スルコトニ依リマシテ、其ノ不都合ヲ救ツテ行キタイト云フ大體ノ考デアリマス、尙稅關ノ手續ヲ要スル倉庫ニ付キマシテハ、運輸通信省ノ官制案ニ依リマスレバ、稅關關係ハ海運系統ノ方デ扱フト云フコトニナツテ居リマスルノデ、其ノ關係カラ致シマジテモ、大體臨港倉庫ト云フコトニ指定相成ルモノデアルト云フコトニ解シテ居ルノデアリマス

フ願ヒタイト思ヒマス、尙此ノ點ニ付キマシテハ、運輸通信乃至現在ノ遞信省等ノ政  
府委員ニ於キマシテ御答へ致シマスノガ適當デアル問題デゴザイマシテ、私打合セタ  
上大體申上ゲマシタガ、尙若シ違ッテ居リマシタラ後刻訂正ヲ致シタイト思ヒマス、御  
許シヲ願ヒタイト思ヒマス  
○河田烈君　諱イヤウデスガ、通常議會デアルナラバ、其ノ臨港倉庫ト云フ言葉ノ定  
義ニ付テ法制局ナリ運輸通信省、マダ出来ナイケレドモ、鐵道省ナリ遞信省ナリノ方  
ノ御出席ヲ求メテ詳シク説明ヲ承リタイト思ヒマスガ、今日ノ場合、ソレハ餘り時機  
ヲ得ナイト思ヒマスシ、又其ノ必要ハナイノデ要求致シマセスガ、私ノ懸念スル所ハ、  
成ル程今度運輸通信省トナツテ、運輸通信大臣ノ下ニ一元化サレマスケレドモ、是ハ臨  
港倉庫ダカラ海運當局ノ管轄ダ、是ハ鐵道當局ノ管轄ダト云フコトデ、ナカニ塙ガ  
明カナイ、指定サレタ倉庫業者ノ迷惑ハ幾何カ心配スルノデアリマス、其ノ爲ニ私ハ  
此ノ前ノ調査部會デモ質問ヲ致シタノデアリマスガ、其ノ點ハドウモ是ハ希望ミタイ  
ニナリマスガ、私ノ質問シタ所以ヲ御了解願ヒマシテ、一運輸通信大臣ニ一元化サレ  
マスガ、今御話ノヤウニ個々ニ具體的ニ指  
示サレルコトデアルナラバ、折角運輸交通ニ資スルガ爲ニ設ケラタル所ノ交通省簡  
單ニ言ヒマシテ交通省ト申上ゲマスガ、交  
通省ノ出來タ所以ヲ十分徹底スルヤウニ運  
用セラレルコトヲ希望致シマス、是ハ質問  
懸離レテ、或ハ關聯シテ居リマスガ、少シ  
懸離レタ所カラ質問致シマスノデ、異様ニ

思召ニナリマシタナラバ、委員長御許ヲ願ヒ  
タイト思フノデアリマス、單リ運輸通信省  
ノミナラズ、農商省、軍需省トモ關係スル  
ノデアリマスガ、餘リ學究的ニ一般論ヲシ  
マスト却テ混亂シマスカラ、運輸通信省ダ  
ケニ限ッテ伺ヒマスレバハッキリスルト思ヒ  
マスカラ、其ノ點カラ伺ッテ見タイト思ヒ  
マス、マダは豫算ガ回付シテナイノデス  
ガ、チヨット豫算カラ伺ッテ行カナイト後ノ  
質問ガ出来ナイノデ御許ヲ願ヒタイ、運輸  
通信省ニ今度大臣、次官等ノ豫算ヲ要求シ  
テ居ラレル、サウスルト今度運輸通信省ノ  
官房ノ經費ト云フモノハ、運輸通信省トシ  
テ新タナル豫算ヲ、大臣次官ノ俸給ト官房  
ニ關スル經費ノ一部ト云フノデ要求セラレ  
テ居リマスガ、此ノ外ノ經費ハ鐵道省若シ  
クハ遞信省ノ所管ノ成立豫算ヲ組替ト言ヒ  
マスカ、項以上ノモノヲ組替ヘテ使用セラ  
レル御計畫デアルト思フノデアリマス、サ  
ウシマスト、鐵道省ノ方ニモ官房ノ經費ハ  
要求セラレテ居ル、是ハ間違ッテ居ッタラ御  
許シヲ戴キマスガ、鐵道省ノ方ニ於テハ計  
上シテアルト思ヒマス、遞信省ハ一般會計、  
是モ言葉ヲ簡單ニスル爲ニ大臣次官ノ俸給  
ト申シマスガ、大臣次官ノ俸給ニ於キマン  
テハ、鐵道省ノ方ノ部分モ不用ニ立テラレ、  
遞信省ノ一般會計ノ方モ不用ニ立テラレテ運  
輸交通省ノ經費ヲ取ラレルト云フコトニナ  
ルノデスカ、マダ豫算ハ全般ニ出テ居リマ  
セヌカラ分リマセヌガ、サウ云フ風ニ解釋  
シテモ宜イモノデセウカ

管ノ十八年度豫算ガ今回ドウ云フ風ニ所謂運輸通信省ノ豫算ニ組マレテ居リカト云フコトヲ、ザットアラマシ申上ガマス、遞信省所算ノ經常部ヲ見マスト、遞信本省ト云フモノガ第一款ニ載ツテ居リマスガ、遞信本省、即チ遞信省ハ今回其ノ一部分ガ軍需省ノ方ヘ電力關係デ參リマスノト、ソレカラ運輸通信省ノ方ヘ大部分參リマスノト、斯ウ云フ恰好ニナリマスノデ、從ツテ遞信本省ノ豫算ハ全部五箇月分ヲ不用ニスルコトニ致シマシテ、サウシテソレハノ省ヘ新シク追加豫算デ以テ協贊ヲ御願ヒ致スト斯ウ云フコトニ致シテ居リマス、處ガ其ノ次ノ第二款ニ遞信局ト云フモノガゴザイマスガ、此ノ款ニ於キマシテ、是ハ此ノ儘全部ガ軍需省ヘ參リマス、ト申シマスノハ、此ノ一般會計ニ載ツテ居リマス遞信局關係ノ經費ハ、電力關係ノ經費ガ目安ニナリマシテ計上ニナッテ居リマス、所謂遞信關係ノ通信事業ト云フモノハ通信事業特別會計ニ載ツテ居リマスノデ、一般會計ニアリマス遞信局ト云フ經費ハ電氣關係ノ經費バカリデゴザイマスノデ、全部ガ軍需省ヘ參ル、斯ウ云フ風ナコトニ相成リマス、第三款ノ電氣試驗所ハ其ノ儘運輸通信省ノ方ヘ移リマス、是ハ弱電關係ノ試驗分大部分ト看做シテ居リマスノデ、從ツテ是ハ運輸通信省ノ方ニ其ノ儘シテ使フコトニ致シテ居リマス、同様ニ第四款海務院ト申シマスノガゴザイマスガ、是亦海務院ノ仕事ハ其ノ殆ド全部ガ運輸通信省ニ參リマスノデ、款ヲ其ノ儘持ツテ行ツテ運輸通信省デ使フ、斯ウ云フ風ニナリマス、第五款ノ海務局アタリニナリマスト、其ノ一部分ガ内務省ニナリマス、仕事ノ一部分ガ内務省ニ參リマスノト、運輸通信省ニモ參リマスノ

デ、從<sup>レ</sup>テ斯ウ云フモノニ付キマシテハ、先程申シマシタ遞信本省ト同様ノ扱ニ致シマシテ、五箇月分ノ費用ヲ一應不用トスウ云フコトニナルノデアリマス、從<sup>レ</sup>テ新シク出来マス運輸通信省ニ於キマシテ、將來ノ五箇月分ヲ今度ノ追加豫算デ御願ヒシヨウ、シテ居リマシテ、臨時部ニ於キマシテモ亦シテ居リマシテ、臨時部ニ付キマシテモ亦同様デアリマス、ソコデ新シク出來マス運輸通信省ノ大臣次官ノ經費ト云フヤウナモノハ、勿論今申シマシタヤウナ趣旨カラ致シマシテ、新シイ今度御願ヒ致シテ居リマス追加豫算ニ計上致シテアリマス、ソレカラ官房ノ經費ト云フヤウナモノニ付キマシテハ、今回ノ措置ト致シマシテハ、大體ニ於キマシテ、從來遞信本省ニ於キマシテノ官房ノ經費ト云フヤウナモノニ付キマシテハ、今回ノ措置ト致シマシテハ、大體ニ於キマシテ、今度御願ヒ致シテ居リマス追加豫算デハ、大體左様ニ區別シテ居リマス、併シナガラ御説ノヤウニ鐵道ニ於キマシテ官房事務ト云フモノガアルデハナイカ、其ノ部分が今回ハドウナルノカト云フコトニナリマスガ、今回ノ行政機構ノ整備ハ非常ニ廣汎ナ範圍ニ瓦リマシテ、政府部内ノ各當局ノ事務モ非常ニ量ガ多ク、且多忙ヲ極メテ準ジテ居ルノデアリマス、併シ將來鐵道省、ウナ趣旨デノ官制案ガ出來ルコトニ相成<sup>ツ</sup>テ居リマスノデ、豫算的措置モ同様ニ之ニ運輸通信省ノ官房デヤルト云フコトニ相成リマスレバ、其ノ時ニハ其ノ爲ニ必要ナ事

務費、人件費ト云フヤウナモノハ豫備金デ、從<sup>レ</sup>テ官制モ直<sup>ツ</sup>テ行クト云フコトニナラウカト思ヒマス、其ノ場合ニ於キマシテハ會計法ノ戰時特別ニ先程アリマシタヤウニ、其ノ鐵道省ノ方カラ移ツテ參リマス人件費、事務費ト云フモノヲ、鐵道特別會計カラ一般會計ニ繰入レテ戴クヤウナコトニナルカ、或ハ又繰入ヲシナイデ、一般會計デ全部持ツコトニ致シマスカ、其ノ邊ハ尙十分今後研究致シテ參リタイト思ヒマス、大體以上ノヤウナコトニ相成リマス  
○河田烈君 サウシマスト只今取敢ヘズ帝國鐵道會計デ負擔シテ居ル官房等ノ經費ニ付テハ、將來考慮スルト云フコトデアリマスガ、問題ヲ簡單ニスル爲ニ、兎ニ角鐵道大臣ノ俸給ト云フモノハ不用ニナルト云フコトハ明瞭ダラウト思フ、サウスルト茲ニ一般會計ノ運輸通信省トシテ、官房ニ關スル經費ヲ要求セラレタ部分ヲ其ノ儘トハ言ヘマセヌケレドモ、遞信省ノ方ハモウ不要ニナル、今迄ノ此處へ一般會計追加豫算デモソレニ相當スルノハ不要ニナル、斯ウ解釋シテ宜イノデスカ

○政府委員(植木庚子郎君) 仰セノ通リデアリマス  
○河田烈君 ソコデ大變面倒臭イコトヲ質問スルノデスガ、今度運輸通信省ヲ作ラレテ多年ノ問題タル交通省ノ萌芽が不完全ナガラ出來テ來タ時ニ當ツテ、今此處ニ帝國鐵道會計法ノ改正案ヲ出シテ居ラレルノデアリマスガ、今遞信省ノ經費ニ付テ誠ニ理路整然ト區分ヲシテ御話ガアッタ、遞信大臣ノ監督ヲシテ居ルノハ今迄電氣ノ仕事モアレ

バ、海務ノ仕事モアル、ソレ等ノ内デ電氣ノ如キハ他ノ省ニ移管スル、遞信大臣ノ管轄範圍ガ變<sup>ツ</sup>テ來タノダカラ、是ハ不用トナル、鐵道ノモ同様ニ不用ニナル、サウシテ改メテ運輸通信大臣ノ俸給ヲ要求スル、誠ニ細カク區分ヲシテ居ラレルコトハ結構ト思ヒマスガ、其處迄行クナラバ此ノ際思ヒ切<sup>ツ</sup>テ帝國鐵道會計法ノ改正ヲスル、寧口今政府委員ガ將來サウ云フコトガ起ルカモ知ラス、考究スルト言ハレマシタケレドモ、思ヒ切<sup>ツ</sup>テ帝國鐵道會計ノ負擔シテ居ル所ノ監督行政ニ關係ノモノハ全部追加豫算ヲ要求サレ、サウシテ鐵道會計ハ現業費ダケニスルト云フコトニ一遍ニ改正シテシマッタ方ガ理論ガ正シイノデハナイカ、一般會計ノ遞信省ノ關係ノ經費ニ付テハ誠ニ理路正シク要求セラレテ居リナガラ、帝國鐵道ノ負擔シテ居ルモノハ帝國鐵道會計法ヲ改正シテモ、依然トシテ舊來ノモノヲ込メ、又其ノ他ノ監督行政ノ經費迄モ其ノ内ニ含メサセルト云フノハ、前者ノ非常ニ理路整然タルモノニ對シテ、何等力逆行シテ居ルヤウナ氣ガスルノデスガ、何故其處迄行カレナカッタノデアリマセウカ

○政府委員(植木庚子郎君) 今回新シク加リマス所ノ「陸運ノ用ニ供スル機械器具ノ製造、修理其ノ他ノ事業及倉庫營業ニ關スル監督」云々ト云フコトニナッテ居リマスガ、其ノ部分ニ對シテノ監督統制ノ費用ト云フモノハ、機械器具ノ製造事業、修理其ノ他ノ事業ニ關スルモノハ、是ハ仰セノ通常相当廣く、所謂純粹ノ帝國鐵道トシテ經營シテ居リマスル所ノ鐵道ノ現業バカリデ

ルノハ遠慮シタイト思フノデアリマスガ、又他日質問致  
是ハ政府御當局モ御承知ノ通り、今ノ帝國  
鐵道會計ノ内容、其ノ負擔關係ト云フモノ  
ガ、出來タ當時カラシテ會計論カラ言ヘバ  
變テコニ出來テシマッテ居ル、ソレガ今日  
迄ズスト押シテ來テ居ルノデ、何時カハ改  
正シナケレバナラヌ時期ガアラウト思ヒマ  
ス、併シ今日此ノ急場ノ爲ニ之ヲ改正スル  
ト云フコトハ、是モ餘程困難デアラウト思  
フノデアリマスカラ、強ヒテソレハ主張ス  
ル譯デハナイガ、今政府委員ガ仰シヤルヤ  
ウニ、是ガ便宜ダト言ヘバ便宜ダ、便宜ニ  
違ヒナイガ、特ニ此ノ際色々手數ノ掛ル  
コトハ避ケタイト云フコトハ、ソレハ了承  
致シマスケレドモ、折角此處迄ヤツテ參ッタ  
ノデアリマスカラ、一舉ニ鐵道會計法ノ改正  
ヲスルコト迄ノ必要ガアルノデハナイカ、私ノ申  
上ゲタヤウニ監督行政ノ方ハ一般會計ニ持ツ  
テ行ク、監督行政ノ方ハ鐵道會計カラ取ツテ  
シマフ、是方性質カラ言ヘバ帝國鐵道會計ノ  
性質ガ、行政費ト監督行政費ガナカノコン  
ハ或ハ強味デアルト見エルヤウナコトガア  
リマスガ、斯ウ云フ時代ニ於テ唯其處迄行  
カレタラト思ツテ申シタノデアリマスガ、  
併シ昨今所謂決戰狀態、總テノ行政ト云フ  
モノガ非常ニ多端デアリ、忙シイ時ニ其處迄  
スルコトモ強ヒテ出來ナイト言ハレレバソ  
レダケダト思ヒマスガ、サウ云フ風ニ考ヘ  
マシタノデ、會計法ノ改正ヲスルノナラ  
バ、寧ロソチラノ方ヲ改正スルノ必要ガア  
ルト思フノデアリマスガ、ソレハ便宜上  
ヤツタノデ已ムヲ得ナカッタト云フコトデ、

是以上質問ハ致シマセヌガ、又他日質問致  
スコトガアルカモ知レマセヌ、是デ打切り  
マス  
○政府委員(窪谷直光君) チヨット先程補  
助費ノ總額ガ幾ラカト云フ御質問デゴザイ  
マシタガ、數字ガ分リマシタカラ申上ゲマ  
ス、一般會計ニ於キマシテハ十一議會デ御  
協賛ヲ經マシタモノガ二十一億四千七百萬  
圓、ソレカラ先般ノ八十二議會ニ於キマシ  
テ御協賛ヲ得マシタモノガ五億八千三百萬  
圓、合セマシテ一十七億三千萬圓トナッテ  
居リマス  
○委員長(男爵深尾隆太郎君) 帝國鐵道會  
計法ニ付テ其ノ御質疑モゴザイマセヌ  
カ……ソレデハ次ヘ移リマス、所得稅法及  
地租法中改正法律案、之ニ付テ御質疑ヲ願  
ヒマス  
○黒田英雄君 此ノ地租ノ中デ七十一條ノ  
問題デスガ、小サイ田畠ニ付テ免租ニナッテ  
居リマスガ、此ノ申請ヲシテ居ツテ、サウ  
シテ毎年變更スルト云フヤウナモノガ從來  
相當アルモノデスカ、サウ云フモノハナイ  
ノデスカ、一遍モウ修正シタラ、大抵後ハ  
皆變リガナイモノデスカドウデスカ、實際  
上ニ於テ……

○政府委員(松隈秀雄君) 小農耕地ノ免租  
ヲ受ケテ居リマスル人員ハ、五百四十餘萬  
人ニ及ンデ居リマスガ、新シク土地ヲ買  
取ツタ爲ニ、貨貸價格ガ二百圓ヲ超エテ免  
租ノ特典ヲ失ヒマスルモノ、或ハ從來ハ貨  
貸價格ノ合計額ガ二百圓以上デアッタ爲  
ニ、小農耕地トシテ免租ニナラナカッタモ  
ノガ、土地ヲ賣ツテ貨貸價格合計二百圓未  
満ニナリマスルト云フト、改メテ小農耕地  
トシテノ免租ヲ受ケ得ルニ至ルノデアリマ  
スカ、間違テ居ルカモ知レマセスカラ、  
セスガ、其ノ異動ハ左程大キナ數ニハ及ン  
デ居ラナイト思ツテ居ル次第デアリマス  
ガ一回ダケ簡単ニナルヤウニ承タノデア  
リマスガ、サウデアリマスカ

シテ、ソコニ農耕地ノ賣買ガ行ハレマスル  
結果、或程度ノ異動ガアルノデアリマスル  
ガ、今此處ニ正確ナ數字ハ持ツテ居リマ  
セスガ、其ノ異動ハ左程大キナ數ニハ及ン  
デ居ラナイト思ツテ居ルノデアリマス、  
モウ一點伺ヒタイト思ヒマス、田租ノ納期ニ  
ナッテ居リマスルノデ、二回二百五十六萬人  
ニ納稅告知書ヲ出しシテ居ルノデアリマス、  
ソレガ一回デ濟ムト云フ譯デアリマス  
スガ、田租ニ付キマシテハ納稅人員ガ二百  
五十六萬人ゴザイマシテ年二期ノ納期ニ  
ナッテ居リマスルノデ、二回二百五十六萬人  
ノ手續ニ付キマシテハ、市町村ヲ經由シテ  
免租ノ申請ヲ出サシテ居リマスル關係上、  
現在ニ於キマシテモ、一旦免租ノ申請ヲ致  
シマシテモ、途中デ土地ヲ買増シ致シマシ  
タ爲ニ、賃貸價格ノ合計額ガ二百圓以上ニ  
ナリマシテ、免租ヲ受ケ得ル資格ヲ喪失シ  
タト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、土地  
ノ賣買ガアツテ登記ガアリマスルト云フト、  
市町村デ名寄ヲ整理シテ居リマスノデ、市  
町村役場ノ方ガ申請書ヲ取次イダ責任上、名  
シテ居ツタノカモ存シマセヌガ、此ノ計算  
書、報告書ヲ調製スルコトニ非常ニ手數ガ掛  
カレ、ソレガ爲ニ、貨貸價格ガ二百圓ヲ超エテ免  
租ニナッテ居リマスガ、ソレトモ調製ヲスルガ、之  
ノ連絡ガアリマスレバ、稅務署ハ其ノ後ニ  
於キマスル納期カラハ免租ニ致サナイト云  
フ扱ニシテ居リマスノデ、今後ニ於キマシ  
テモ、異動ノナイ土地ニ付テハ、申請ノ手  
續ヲ省略サセルコトニ致シマシテモ、名寄  
帳ノ整理ト稅務署トノ連絡ガ宜シケレバ、  
マスカ、ドチラデゴザイマシタラウカ  
○政府委員(谷口恒一君) 私ノチヨット言  
葉ガ足リマセヌデシタ思ヒマスガ、調整



ソソナコトハアルマイト云フコトヲ考へテ  
宜モノデアリマセウカ、如何デセウカ、  
私ハソコラ心配スルノデアリマス

○政府委員(田中豊君) 先程多少説明ガ足  
リマセヌデゴザイマシタガ、元金ヲ受取ル  
際ニハ、其ノ本人デアルト云フコトヲ辭令  
書ナドト共ニ市町村長等ノ證明ヲ附ケテ、  
本人若シクハ相續人デアルト云フコトヲ確  
認シタ者デナケレバ拂ハナイト云フ風ニ、  
今後國債規則ヲ改正致シタイト考ヘテ居ル  
ノデアリマスガ、サウ云フコトガ附キマス  
レバ、御話ノ如ク感ジノ上デハ記名ト無記  
名ト云フコトガ相當ニ違ツテ參ルト思ヒマ  
スケレドモ、實際ニ於キマシテソレヲ譲受  
ケテモ、サウ云フ手續ヲ受ケナイモノ、例  
レ附ケテ持ツテ參ラナケレバ元金ヲ拂ハ  
ヘ資金國庫債券ノ辭令書ト、サウシテ辭  
令書ニハ記名ガシテアルノデアリマス、ソ  
レナイト云フヤウナ方法モ考ヘラレルノデア  
リマス、サウ云フコトニ依リマスレバ從來  
ノト結果ニ於キマシテ殆ド大差ナイカト考  
ヘテ居リマス

○入江貫一君 今ノ所デ伺ヒマスガ、辭令  
書ヲ持ツテ來ナケレバ元金ヲ返シテヤラナ  
イ、是ハ元金ヲ返スノハ何年カ先ノコトデ  
アリマス、ソレ迄辭令書ヲ保管シテ置カナ  
ケレバナラナイ譯デアリマスカ、ソコハ如  
何デゴザイマセウカ、公債證書以外ニ其ノ  
辭令書ヲ持ツテ來ナケレバ拂ッテヤラスト云  
フヤウナ御心持デアルノデアリマセウカ、  
ソコヲチヨット伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(田中豊君) 此ノ點ハ今後省令  
以下デ定メル問題デアリマシテ、尙研究ヲ  
要スル問題デアリマスガ、サウ云フコトモ  
可能デアリマシテ、辭令書ガナケレバ必ズ

拂ハヌト云フコトデハアリマセヌガ、本人  
コトハ現在モアル譯デアリマスノデ、ソレ  
ヲ確認スル方法トシテ、辭令書ヲ附ケサセル  
ト云フコトモ一ツノ便法カト思ヒマスガ、  
尙其ノ點ニ付テ者究ヲシナケレバナラナイ  
ト思ヒマス

○入江貫一君 私ハ其ノ點ニ付テ別ニ強ヒ  
テ申サナイノデアリマスガ、若シサウ云フ  
コトヲサルナラバ、大變ナ困ルモノガ出  
來テ來ヤシナイカト思ッタカラチヨツト伺ッタ  
ノデアリマスガ、私ノ伺ヒタイノハ本人デ  
ナケレバ拂ハナイト云フコトデ、今迄ノ恩  
給等デモサウ云フ經驗ガ澤山アルノデアリ  
マスガ、代理權ヲ設定シテ、本人ノ代理人  
デアリマスト云フコトニシテ、受取ニ行ケ  
バ受取レルノデヤナカト思フノデゴザイ  
マスガ、ソコ等ノコトハ私餘程憂慮スルノ  
デアリマスガ、ドウ云フ風ニ御考ヘテアリ  
マセウカ

○政府委員(田中豊君) 勿論代理人デアッ  
テモ拂ヘル譯デアリマスガ、ソレハ飽ク迄  
モ本人竝ニ其ノ相續人ニ支拂フト云フ建前  
ノ下ニ、其ノ代理人デアルト云フコトガ確  
認サレタ場合ニ拂フノデアリマスガ、資金  
國庫債券ノ元金ニ付キマシテハ、現行法ニ  
於キマシテモ豫メ届出デマシタ日本銀行本  
店、支店、代理店、又ハ郵便局、是ハ場所  
ガ決ツテ居リマシテ、其處デナケレバ元金  
ノ支拂ハ致サナイコトニナッテ居リマス、  
サウ云フ點カラモ比較的本人、相續人デア  
ルト云フコトノ確認ガ、一般ノ何處デモ支  
拂ハレルト云フモノヨリモヤサシトイト考  
ヘテ居リマス

出来ナインデアリマスガ、讓リ受ケタ者ガ  
代理權ヲ取ッテ、取ッテト云フノハ手續上ノ  
ト云フコトモ一ツノ便法カト思ヒマスガ、  
尙其ノ點ニ付テ者究ヲシナケレバナラナイ  
ト思ヒマス、是ハ併シ増加ハソソニ多クナ  
コトヲ確認スル方法トシテ、辭令書ヲ附ケサセル  
ト云フコトモ一ツノ便法カト思ヒマスガ、  
尙其ノ點ニ付テ者究ヲシナケレバナラナイ  
ト思ヒマス

○政府委員(田中豊君) 御話ノヤウナ點ハ  
現在ノ記名國債ニ付テモ、代理權デ記名證券  
ヲ譲リ受ケタト云フモノニ付テモ、同ジャ  
デアリマスガ、ドウ云フ風ニ御考ヘテアリ  
マセウカ

○政府委員(田中豊君) 御考迄ハマダ決ツテ譯デナインデアリマス

カナケレバ拂ツテヤラヌノグト云フヤウナ

御話ノヤウダト、サウ云フコトハ餘リ起ラ  
スト云フ御考デアリマセウカ

○政府委員(田中豊君) 御話ノヤウナ點ハ  
現今ノ記名國債ニ付テモ、代理權デ記名證券  
ヲ譲リ受ケタト云フモノニ付テモ、同ジャ

デアリマスガ、ドウ云フ風ニ御考ヘテアリ  
マセウカ

モ申上げマシタヤウニ、本件ハ非常ニ手數

マスガ、附加ヘテ申シテ質問ヲ終リマス

カナケレバ拂ツテヤラヌノグト云フヤウナ

御考迄ハマダ決ツテ譯デナインデアリマス

ウガ、ドウカ能ク御考ノ上デ御決定ヲ願ヒ

タイト、希望ヲ申述ベルノモ如何カト存ジ

モ如何ト存ジマスガ、ソレ等ノ點、元金ヲ支

拂フ點、先程御話ノヤウニ證書ヲ持ツテ行

カナケレバ拂ツテヤラヌノグト云フヤウナ

御考迄ハマダ決ツテ譯デナインデアリマス

リマス、是ハ本人竝ニ相續人ノミニ支拂フノ

デアリマスカラ、唯元金ノ受領ノ點ヲ代理ス

ルト云フ使ミタイナ意味ノモノハ勿論支拂

フベキモノダグト思ヒマスガ、實質的ニ讓渡

ヲ受ケタヤウナ意味ニ於ケル代理ト云フモ

ノハ支拂フベキ問題デハナイ、デアリマシ

テ、此ノ點ニ付キマシテハ、サウ云ッタヤ

ウナ代理受領ト云フヤウナ觀點ヘ、記名デ

アリマンシテモ、或ハ無記名デアリマシテモ、

ニ付キマシテハ別問題トシマシテ、サウ云

フ懸念ガ強クナルト云フコトハ確カニアル

ト思フノデアリマス、其ノ點ヲ私ハ縷々辯

解メイタコトヲ申シマシタケレドモ、ドウ

シテモサウ云フコトニナルコトニ争ハレナ

イノデアリマシテ、サウ云フ點ヲ成ルベク

防止シナガラ受領者ノ不便ガ現在ヨリモ非

常ニ増シテ行クト云フヤウナコトデナク、

増サヌト云フヤウナコトモ考ヘナケレバナ

リマセヌノデ、出來ルダケ轉々スルコトヲ

ヲ取締ル方策ヲ考ヘタイト考ヘテ居ル次第

デアリマス

○入江貫一君 誠ニ有難ウゴザイマシタ、ソレデドウカ之ヲ實行ナサイマスニ付キマシテ、何カ外ニモ、公債ニ付テモ適當ナ方法ガアルト云フヤウナコトガゴザイマスレバ、ドウカ此ノ點迄モ御考ヲ願ヒタイト存ジマス

○黒田英雄君 消滅時效ノ完成シタモノニ付テハ當分支拂フト云フノデアリマスガ、是ハ今迄ズット消滅時效ガ完成シテ居ルモノデモ今後持ツテ來レバ、ソレハ拂ヅテヤラウ、此ノ法律ガ施行サレタ後ニ完成シタモノニ限ルト云フ意味デハナイノデゴザイマセウ  
本  
○政府委員(田中豊君) 左様デゴザイマス、本法ノ施行前ニ既ニ消滅時效ガ完成致シテ居リマシテモ、本法施行後ニ請求ガアリマス分ハ、消滅時效ガ完成致シテ居リマシテモ支拂フコトガ出來ル、斯様ニ考ヘテ居リマス  
○黒田英雄君 サウナリマスト云フト、本法施行後ニ請求シタラバ、モウ數年前ニ完成シタモノノデモ拂ヅテヤル、昨日請求シタモノハ、是ハ時效ヲ完成シテ居ルカラ拂ヅテヤラナイト、昨日ハ剣ネ付ケテ置イテ、怠ツテ持ツテ行カナイデ、施行後持ツテ行クト、其ノモノハ拂ヅテ貰ヘルト云フト非常ニ不公平ヲ生ジヤシマセヌカ  
○政府委員(田中豊君) 御話ノヤウニ相成リマス、サウ云フ點ハ確カニ不公平ニナルノデアリマスガ、是モ亦事務簡捷ト云フ點カラ考ヘマシテ、非常ニ多クノ國債ノ利札ノ支拂ガ元利支拂店ニ殺倒スル、其ノ際ニ利

札ナリ、主トシテ利札ノ問題アリマスガ、  
ヲ見分ケマシテヤルト云フコトハ非常ニ手  
數ガ掛ル、之ヲ簡略ニスルト云フノガ今回  
ノ主タル趣意デアリマシテ、從ヒマシテ本  
法施行後ニ於キマシテモ其ノ時效ガ本法施  
行後ニ完成シタノデアルカドウカト云フコ  
トヲ更ニ見分ケマズコトハ一層手數ガ掛リ  
マシテ、折角本法ヲ斯ウ云フ改正ヲ致シマ  
ス趣意モ立タナイ譯デアリマス、御話ノヤ  
ウナ不公平ハアリマスガ、其ノ分ニ付キマ  
シテハ從來ハ消滅時效ガ完成シタ上ハ支拂  
ハナイト云フコトデ停止サレマシタ利札  
等ハ總て政府ガ取ツテ居リマス、今後停止  
ヲ受ケタモノニ付テ支拂フ、斯ウ云フコト  
ニ此ノ際取扱ガスカリ變ル譯デアリマシ  
テ、ソコデ今迄ノモノト今後ノモノトノ  
不公平ト云フコトハドウシテモ殘ル譯デア  
リマスガ、已ムヲ得ナイト考ヘテ居ル次第  
デアリマス

○河田烈君 チヨット關聯スルノデスガ、今  
黒田君ノ御質問ノヤウナ不公平ハ、ドウモ  
不公平ガ起ルコトハ決シテ喜ビマセヌガ、  
ソレヲ一々言ツテ居ツタナラバ、折角手數ガ  
省カレテ居ルト云フニ、ドウモ已ムヲ得  
ナイカト思フノデアリマスガ、是ハ既ニ多  
クノ利札ヲ持ツテ來ルヤウナ人ハ、ソレハ  
必ず怠ツテ居ナイ、時效完成前ニ取ツテ居ル、  
斯ウ云フコトガ起ルノハ、多クノ場合極  
メテ零細ナルモノニアラウト思ヒマス、サ  
ウスルト此ノ法律ガ成立シテ公布サレテ施  
行セラレル間ニ、即チ例ヲ擧ゲテ言ヘバ明  
日ニモ時效ヲ完成シタル利札ヲ持ツテ來タ  
場合ニハ、從來ノ例ヲ採ツテ證印ヲシ利札  
ヲ取上げシマフト云フコトデナク、法律  
ガ出來マシタラ、ソレカラ持ツテ來テ下サ  
イト云フ親切位ノコトハヤツテヤルノデセ  
ウナ

○政府委員(田中豊君) 勿論サウ云フ手配  
ハ致シテアルノデアリマス

○委員長(男爵深尾隆太郎君) ソレデハ一  
應御質疑ガ濟ンダヤウデアリマスガ、尙一  
應全部前ノ分ニ對シテモモウ御質疑ハゴザ  
イマセヌカ、御質疑ガゴザイマセヌヤウデ  
シタラバ、便宜一括シテ討論ニ入り採決ヲ  
致シタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセ  
ヌカ……ソレナラ一括シテ討議ニ入りマス  
○河田烈君 私ハ此ノ五案全部賛成致シマ  
ス、唯併シ、二點私ノ希望ヲ申上げテ置キ  
タイト思ヒマス、ソレハ先刻モ質問致シマ  
シタ帝國鐵道會計法ノ改正ニ關スルモノ  
デ、第一點ハ、此ノ會計法ノ改正ノ仕方  
ハ、先刻質問中ニモ意見ガマシク申上げマ

シタ通りニ、寧ロ逆行シテ居ルノデハナイ  
カト思ハレルノデアリマス、自體交通省ノ  
問題ト云フモノハ、是ハ各方面ニ於テ多年  
主張ガアリ、私モ交通省設置ノ必要ヲ認メ  
マスコトハ公私ノ機會ニ於テ申シテ居タ  
ノデアリマスケレドモ、ナカニ、是ハ色々  
ナ事情カラ行ハレナカッタ、而シテ今日ノ機  
運ガ餘リ機構ヲ運動カズコトハ好マシカラザル  
時期ナルニモ拘ラズ、運輸通信省ト云フモノ  
ガ出來ルト云フコトニナツタノハ事態ガ茲ニ  
立至ツタコトト思フノデアリマス、而シテ其  
ノ運輸通信省ノ機構ト云フモノニ對シテ、政  
府ノ發表セラレタル所ノモノヲ見マスト、  
運輸通信省ハ我々が期待シテ居ルヤウナ交  
通省トハ非常ニ懸離レテ居ルモノデアリマ  
シテ、満足シ兼ネル點ガアルノデアリマス、  
併シナガラ兎ニ角ア、云フ、殊ニ此ノ機構ヲ  
餘り弄リタクナイ時ニ此處迄思ヒ切ッテ、總  
理大臣、所謂沿革等ニ因ハレルコトナク、  
必要ニ應ジテ改正ストルト云フ所迄行シタト  
云フコトハ、兎ニ角段々交通省ガ完全ナル  
交通省、完全ナルト云フト語弊ガアルカモ  
知レマセヌガ、完全ナル交通省ノ種ヲ播カ  
レタト云フコトハ喜ブベキ現象デアルノデ  
アリマス、今日ノ事態、餘り賛成シナイガ、  
已ムヲ得ナイト云フ程度カト思フノデアリ  
マス、自體若シ交通省ト云フモノヲ作ル以  
上ハ、交通ニ關スル行政上ノ監督ト云フモ  
ノハ交通大臣ガ之ヲ掌握シテ、帝國ガ經營  
シテ居ル國有鐵道ト雖モ亦其ノ監督下ノ一  
營業者トシテ監督ヲ受ケルベキ性質ノモノ  
ダト思フノデアリマス、デアリマスカラ、  
運輸通信省ガ交通省トシテ生レルナラバ、  
交通大臣ノ下ニ帝國鐵道アリ、通信官署ア  
リ、又民間ノ軌道アリ、民間ノ私設鐵道ア

リ、斯ウ云フコトニナッテ、之ヲ形式的ニ言へバ、帝國鐵道ノ現業廳ト云フモノハ交通大臣ノ下ニ國營ノ企業者トナル形ニナラザレバ、本當ノ交通行政ノ一貫ト云フコトハ出來ナイグラウト思ヒマス、一方自分ガ矢張リ業者デアリナガラ、國ガヤッテ居ルカラト云フノデ、大キナ額ヲシテ他ノ者ヲ監督スルト云フコトハ、是ハ甚ダ宜クナイ、折角出來ル交通省ノ目的ヲ大半殺グベキコトダト思フ、是ハ私ノ私見デハナイノデアッテ、現ニ國有鐵道ニ從事シテ居ル先輩デモ其ノ議論ヲ強ク主張セラレル方ガ多々アルノデアリマス、デアリマスカラ、願ハクハ運輸通信省ト云フモノハ、唯寄セ集メノモノニ非ズシテ、交通省ト云フモノヲ作ッテ、帝國鐵道ノ現業廳モ其ノ管下ニ入り、監督行政ヲ受ケルト云フ立場ニナルベキダト思フノデアリマス、此處迄沿革ニ因ハレズシテ機構ノ大改正ヲセラレルノデアルナラバ、寄セ集メノ寄木細工ノモノカラ純然タル交通省ニ致サレルコトガ、此處迄出來ルナラ容易ニ出來タデハナイカト云フ憾ミガアリマスケレドモ、是ハ又色々ナ事情ガアッテ御出來ニナラナカッタト思フノデアリマシテ、此ノ場合已ムヲ得ナイカト思ヒマス、其ノ結果ニ於テ其ノ機構ノ建テ方ガ不完全ト言ツタラ御叱リヲ蒙ルカ知ラヌガ、不徹底、不完全ナル帝國鐵道會計法ノ改正ハ斯ウ云フ風ニシナケレバナラヌ、私ノ申スヤウニスルナラバ、寧ロ帝國鐵道會計法ノ改正ハ監督行政ヲ全部取上ゲテシマフ改正デアルベキダト思フノデアリマス、併シソレガ今日ノ此ノ決戰狀態ノ忙ガシイ時ニ於キマシテ其處迄ヤルゴトハ諸種ノ事情カラ出來ナカッタ云フ政府ノ御答辯デアリマスカラ、是ハ

又已ムヲ得ザルモノトシテ諒ト致シマスガ、ドウカ一ツ他日私が理想トシテ申上ゲルヤレバ、本當ノ交通行政ノ一貫ト云フコトハ出來ナイグラウト思ヒマス、一方自分ガ矢張リ業者デアリナガラ、國ガヤッテ居ルカラト云フノデ、大キナ額ヲシテ他ノ者ヲ監督スルト云フコトハ、是ハ甚ダ宜クナイ、折角出來ル交通省ノ目的ヲ大半殺グベキコトダト思フ、是ハ私ノ私見デハナイノデアッテ、現ニ國有鐵道ニ從事シテ居ル先輩デモ其ノ議論ヲ強ク主張セラレル方ガ多々アルノデアリマス、デアリマスカラ、願ハクハ運輸通信省ト云フモノハ、唯寄セ集メノモノニ非ズシテ、交通省ト云フモノヲ作ッテ、帝國鐵道ノ現業廳モ其ノ管下ニ入り、監督行政ヲ受ケルト云フ立場ニナルベキダト思フノデアリマス、此處迄沿革ニ因ハレズシテ機構ノ大改正ヲセラレルノデアルナラバ、寄セ集メノ寄木細工ノモノカラ純然タル交通省ニ致サレルコトガ、此處迄出來ルナラ容易ニ出來タデハナイカト云フ憾ミガアリマスケレドモ、是ハ又色々ナ事情ガアッテ御出來ニナラナカッタト思フノデアリマシテ、此ノ場合已ムヲ得ナイカト思ヒマス、其ノ結果ニ於テ其ノ機構ノ建テ方ガ不完全ト言ツタラ御叱リヲ蒙ルカ知ラヌガ、不徹底、不完全ナル帝國鐵道會計法ノ改正ハ斯ウ云フ風ニシナケレバナラヌ、私ノ申スヤウニスルナラバ、寧ロ帝國鐵道會計法ノ改正ハ監督行政ヲ全部取上ゲテシマフ改正デアルベキダト思フノデアリマス、併シソレガ今日ノ此ノ決戰狀態ノ忙ガシイ時ニ於キマシテ其處迄ヤルゴトハ諸種ノ事情カラ出來ナカッタ云フ政府ノ御答辯デアリマスカラ、是ハ

又已ムヲ得ザルモノトシテ諒ト致シマスガ、ドウカ一ツ他日私が理想トシテ申上ゲルヤレバ、本當ノ交通行政ノ一貫ト云フコトハ出來ナイグラウト思ヒマス、一方自分ガ矢張リ業者デアリナガラ、國ガヤッテ居ルカラト云フノデ、大キナ額ヲシテ他ノ者ヲ監督スルト云フコトハ、是ハ甚ダ宜クナイ、折角出來ル交通省ノ目的ヲ大半殺グベキコトダト思フ、是ハ私ノ私見デハナイノデアッテ、現ニ國有鐵道ニ從事シテ居ル先輩デモ其ノ議論ヲ強ク主張セラレル方ガ多々アルノデアリマス、デアリマスカラ、願ハクハ運輸通信省ト云フモノハ、唯寄セ集メノモノニ非ズシテ、交通省ト云フモノヲ作ッテ、帝國鐵道ノ現業廳モ其ノ管下ニ入り、監督行政ヲ受ケルト云フ立場ニナルベキダト思フノデアリマス、此處迄沿革ニ因ハレズシテ機構ノ大改正ヲセラレルノデアルナラバ、寄セ集メノ寄木細工ノモノカラ純然タル交通省ニ致サレルコトガ、此處迄出來ルナラ容易ニ出來タデハナイカト云フ憾ミガアリマスケレドモ、是ハ又色々ナ事情ガアッテ御出來ニナラナカッタト思フノデアリマシテ、此ノ場合已ムヲ得ナイカト思ヒマス、其ノ結果ニ於テ其ノ機構ノ建テ方ガ不完全ト言ツタラ御叱リヲ蒙ルカ知ラヌガ、不徹底、不完全ナル帝國鐵道會計法ノ改正ハ斯ウ云フ風ニシナケレバナラヌ、私ノ申スヤウニスルナラバ、寧ロ帝國鐵道會計法ノ改正ハ監督行政ヲ全部取上ゲテシマフ改正デアルベキダト思フノデアリマス、併シソレガ今日ノ此ノ決戰狀態ノ忙ガシイ時ニ於キマシテ其處迄ヤルゴトハ諸種ノ事情カラ出來ナカッタ云フ政府ノ御答辯デアリマスカラ、是ハ

政府委員

大藏次官 谷口 恒二君

男爵島津烈君  
忠彦君  
黑田英雄君  
西野元君  
竹下豊次君  
柴田兵一郎君侯爵井上三郎君  
侯爵四條隆德君  
伯爵堀田正恒君  
子爵松平親義君  
入江貫一君  
三井清一郎君  
河田烈君○委員長(男爵深尾隆太郎君)然ラバ左様決定致シマス、是ニテ本委員會ハ終了致シマシタ、御苦勞様デゴザイマシタ  
午後六時二十五分散會

出席者左ノ如シ

大藏省主計局長 植木庚子郎君	大藏省主稅局長 松隈秀雄君
大藏省理財局長 田中豊君	大藏書記官 窪谷直光君
鐵道監 平山孝君	